

平成29年度
産業用ロボット教示等業務特別教育
講習会開催のご案内

(一社) 小松労働基準協会
(石川労働局長登録教習機関)

産業用ロボットは、今や各分野に取り入れられ、業務の省力化や安全衛生面で大きな効果を上げておりますが、その取扱い方法を誤ると、作業者の意志とは関係なく暴走し、重大な労働災害発生の危険性があります。

労働安全衛生法では、事業者が産業用ロボットの教示等の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別教育を実施するよう義務づけられています。

当協会では、今般、事業者に代わって特別教育規程に基づき「**産業用ロボット教示等業務特別教育講習会**」を、下記により開催することにしましたので、該当者の受講方ご配慮下さいますようご案内申し上げます。

【根拠法令】 (労働安全衛生法第59条3項、労働安全衛生規則第36条31項)

日時・会場

(講習日程は都合により変更する場合があります)

	日 程 (2日間)	時 間	会 場
第1回	平成29年 6月 8日(木) 6月 9日(金)※	1日目 午前9時～午後5時	石川県立小松産業技術専門校 小松市青路町130 TEL(0761)44-1183
第2回	平成29年11月16日(木) 11月17日(金)※	2日目※ 午前9時～午後4時	

※印 2日目は実技で、午前又は午後の3時間となります。

定 員

1回につき20名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

受 講 料

会 員 12,960円(本体価格12,000円+消費税8%)

非会員 15,120円(本体価格14,000円+消費税8%)

※受講料には、講習代・テキスト代・教材費が含まれます。

会員には、石川県内の労働基準協会(金沢・七尾・加賀・奥能登等)会員も含まれます。
テキスト改定があった場合、受講料を改定することがありますので、ご了承ください。

講習科目

〈学 科〉

- (1) 産業用ロボットに関する知識 2時間
(範囲) 産業用ロボットの種類、各部の機能、取扱いの方法
(2) 産業用ロボットの教示等の作業に関する知識 4時間
(範囲) 教示等の作業の方法、危険性、関連する機械等との連動の方法

- (3) 関係法令 1時間

〈実 技〉

- (1) 産業用ロボットの操作の方法 1時間
(2) 産業用ロボットの教示等の作業の方法 2時間

申込方法

- ①共通受講申込書に必要事項を記入のうえ、下記までお申し込み下さい。
②受講料は **2週間前までに** 銀行振込か現金書留にて入金して下さい。
③受講票は講習開催日の10日程前に郵送いたします。

(一社) 小松労働基準協会

〒923-0804 小松市光町25

TEL (0761) 22-4232、FAX (0761) 22-4236

受講料銀行振込み先

北國銀行小松東支店 普通預金 34700

口座名：(社)小松労働基準協会

(振込手数料は申し込み者側にてご負担下さい)

【注】 受講者の変更または受講取り消しの場合は、できるだけ早くご連絡下さい。

取り消しの場合は、下記の取り消し料金を申し受けます。

- ・講習日から2日以内の連絡 受講料の30%
- ・講習日前日、講習日当日の連絡 受講料の50%

(上記の日数には、土、日は除きます)

受付期間

毎開催日の14日前まで (なるべくお早めにお申し込みください)

その他留意事項

- (1) 受付は、開始時間の15分前から行います。
(2) テキストは、受付の際お渡しします。
(3) 筆記用具を持参して下さい。
(4) 2日目は、実技を実施しますので、作業帽、作業服、手袋、安全靴を着用して下さい。
(5) 最終日に修了証を交付しますので、受領の印をお持ち下さい。

※ 申込み状況等 講習最新情報 は下記ホームページでお知らせしております。
アドレス <http://komarouki.web.fc2.com/> 「こまろうき」でも検索可能